

改 正 後	現 行
日本型直接支払推進交付金交付要綱	日本型直接支払推進交付金交付要綱
第 1～第 2（略）	第 1～第 2（略）
（交付の対象及び交付率）	（交付の対象及び交付率）
第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う下記に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。	第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う下記に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。
（1）多面的機能支払交付金に係る推進事業	（1）多面的機能支払交付金に係る推進事業
（2）中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 <u>（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知。以下「中山間ルネッサンス実施要綱」という。）第 3 の 1 に定める中山間地農業ルネッサンス推進事業を含む。）</u>	（2）中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業
（3）環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	（3）環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業
2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。	2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。
第 4（略）	第 4（略）
（申請手続）	（申請手続）
第 5 <u>交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書 正副 2 部を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</u>	第 5 <u>都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び交付規則第 2 条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし、正副 2 部を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</u>
2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る <u>消費税仕入控除税額</u> （交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る <u>消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。</u>	2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る <u>仕入れに係る消費税等相当額</u> （交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する <u>仕入れに係る消費税額</u> として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る <u>消費税が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。</u>
（交付申請書の提出期限）	（交付申請書の提出期限）
第 6 <u>交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書</u> の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。	第 6 <u>交付規則第 2 条の規定による申請書</u> の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。
（交付決定の通知）	（交付決定の通知）
第 7 地方農政局長等は、第 5 第 1 項の規定による <u>交付申請書</u> の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に <u>対しその旨を通知するものとする。</u>	第 7 地方農政局長等は、第 5 第 1 項の規定による <u>申請書</u> の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に <u>交付金交付決定の通知を行うものとする。</u>
（申請の取下げ）	（申請の取下げ）
第 8 都道府県知事は、 <u>交付申請</u> を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から <u>起算して 15 日以内</u> にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。	第 8 都道府県知事は、 <u>適正化法第 9 条第 1 項、交付規則第 4 条の規定により申請</u> を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から <u>15 日以内</u> にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。
（計画変更、中止又は廃止の承認）	（計画変更、中止又は廃止の承認）
第 9 都道府県知事は、次の <u>各号のいずれか</u> に該当するときは、 <u>あらかじめ</u> 別記様式第 2 号による変更等承認申請書正副 2 部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。	第 9 都道府県知事は、次の <u>各号の一</u> に該当するときは、 <u>交付規則第 3 条第 1 号の規定に基づき、</u> 別記様式第 2 号による変更等承認申請書正副 2 部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

<p>(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。<u>ただし、第 10 に規定する軽微な変更を除く。</u></p> <p>(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 10 に <u>規定する</u> 軽微な変更を除く。</p> <p>(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することが <u>できる</u>。</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第 10 交付規則第 3 条第 1 号イ及び <u>ロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。</u></p> <p>第 11 (略)</p> <p>(事業遅延の届出)</p> <p>第 12 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、<u>速やかに</u> 交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副 2 部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第 13 都道府県知事は、<u>交付事業</u> の交付決定に係る年度の各四半期（第 4・四半期を除く。）の末日現在において、<u>別記様式第 4 号</u>により事業遂行状況報告書正副 2 部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 3 号に定める概算払請求書を提出した場合は、<u>これをもって事業遂行状況報告</u> に代えることができるものとする。</p> <p>2 <u>前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の 遂行状況について報告</u> を求めることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第 14 <u>交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 5 号のとおりとし、都道府県知事は、交付事業を完了したときは、その日から 1 箇月</u> を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書正副 2 部を地方農政局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 第 5 第 2 項のただし書 <u>の規定</u> により交付の申請をした都道府県知事は、前項の <u>実績報告書</u> を提出するに当たって、当該交付金に係る <u>消費税仕入控除税額が明らかである場合</u> は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 第 5 第 2 項のただし書 <u>の規定</u> により交付の申請をした都道府県知事は、第 1 項の <u>実績</u> 報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る <u>消費税仕入控除税額</u> が確定した場合には、その金額（前項の規定により <u>減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額</u>）を <u>別記様式第 6 号の消費税仕入控除税額報告書</u> により <u>速やかに</u> 地方農政局長等に報告するとともに、<u>地方農政局長等による返還命令</u> を受けてこれを返還しなければならない。</p> <p>また、当該交付金に係る <u>消費税仕入控除税額</u> が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、<u>交付金の額</u> の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。</p> <p>(交付金の額の確定等)</p> <p>第 15 地方農政局長等は、第 14 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、<u>実績報告書等</u> の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、<u>交付すべき交付金</u> の額を確定し、都道府県知事に <u>通知するものとする</u>。</p> <p>2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を <u>命ずるものとする</u>。</p>	<p>(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。</p> <p>(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 10 に <u>定める</u> 軽微な変更を除く。</p> <p>(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することが <u>ある</u>。</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第 10 交付規則第 3 条第 1 号イ及び <u>ロに規定する大臣が定める軽微な変更は別表に定めるところによる。</u></p> <p>第 11 (略)</p> <p>(事業遅延の届出)</p> <p>第 12 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、<u>交付規則第 3 条第 2 号の規定に基づき</u>、交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副 2 部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第 13 <u>適正化法第 12 条の規定に基づく交付事業の遂行状況報告は、交付金</u> の交付決定に係る年度の各四半期（第 4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第 4 号により事業遂行状況報告書正副 2 部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 3 号に定める概算払請求書を <u>もってこれ</u> に代えることができるものとする。</p> <p>2 <u>地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の 遂行状況報告</u> を求めることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第 14 <u>都道府県知事は、交付事業を完了したときは、交付規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、その日から、1 ヶ月</u> を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（交付金の全額が <u>前金払又は 概算払</u> により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、<u>別記様式第 5 号による</u> 実績報告書正副 2 部を地方農政局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 第 5 第 2 項のただし書により交付の申請をした都道府県知事は、前項の <u>報告書</u> を提出するに当たって、当該交付金に係る <u>仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合</u> は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 第 5 第 2 項のただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第 1 項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る <u>仕入れに係る消費税等相当額</u> が確定した場合には、その金額（前項の規定により <u>減額した都道府県知事については、その金額が減じた額を上回る部分の金額</u>）を <u>別記様式第 6 号による消費税等相当額の報告書</u> を <u>速やかに</u> 地方農政局長等に報告するとともに、<u>地方農政局長等の返還命令</u> を受けてこれを返還しなければならない。</p> <p>また、当該交付金に係る <u>仕入れに係る消費税等相当額</u> が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、<u>第 15 第 1 項</u> の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。</p> <p>(交付金の額の確定等)</p> <p>第 15 地方農政局長等は、第 14 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、<u>報告書等</u> の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、<u>交付金</u> の額を確定し、都道府県知事に <u>通知する</u>。</p> <p>2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を <u>命ずる</u>。</p>
---	--

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16 地方農政局長等は、第9第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第17 都道府県は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 前項の承認については、第17第2項の規定を準用する。

（交付金の経理）

第19 都道府県は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 都道府県は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16 地方農政局長等は、第9の交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第17 都道府県は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の規定により、大臣が定める財産は牛、馬、豚及びめん羊とする。

3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。

4 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

5 第17第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（交付金の経理）

第19 都道府県は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 都道府県は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、

え、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第20 都道府県は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかに するため、別記様式第8号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第21 都道府県知事は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第9から第20まで(ただし、第20は間接交付対象事業者が地方公共団体の場合に限る。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。また、都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付対象事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附則(略)

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3、第4及び第10関係)

区分	経費の内容	交付率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容等の変更
1 多面的機能 支払交付金に 係る推進事業	(1) 都道府県が実施要綱別紙1の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	経費の内容の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減	国庫交付金の30%以内の減
	(2) 実施要綱別紙1の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		
	(3) 実施要綱別紙1の第3の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事又は市町村長が推進組織の長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		

前項に規定する帳簿等に加え、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第20 都道府県は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかに する、別記様式第8号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第21 都道府県知事は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第9から第20まで(ただし、第20は間接交付対象事業者が地方公共団体の場合に限る。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。また、都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付対象事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附則(略)

(新設)

別表(第3、第4及び第10関係)

区分	経費の内容	交付率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容等の変更
1 多面的機能 支払交付金に 係る推進事業	(1) 都道府県が実施要綱別紙1の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	経費の内容の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減	国庫交付金の30%以内の減
	(2) 実施要綱別紙1の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		
	(3) 実施要綱別紙1の第3の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事又は市町村長が推進組織の長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		

2-1 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	<p>(1) 都道府県が実施要綱別紙2の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 実施要綱別紙2の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金交付する場合における当該交付に要する経費</p> <p>(3) 実施要綱別紙2の第3の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が推進組織の長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>経費の内容の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減</p>	<p>国庫交付金の30%以内の減</p>		2 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	<p>(1) 都道府県が実施要綱別紙2の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 実施要綱別紙2の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金交付する場合における当該交付に要する経費</p> <p>(3) 実施要綱別紙2の第3の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が推進組織の長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>経費の内容の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減</p>	<p>国庫交付金の30%以内の減</p>	
2-2 中山間地農業ルネッサンス推進事業	<p>(1) 都道府県が中山間ルネッサンス実施要綱第3の1(1)及び実施要綱別紙2の第4の規定に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 中山間ルネッサンス実施要綱第3の1(1)及び実施要綱別紙2の第4の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>経費の内容の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減</p>	<p>国庫交付金の30%以内の減</p>		(新設)					
3 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	<p>(1) 都道府県が実施要綱別紙3の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 実施要綱別紙3の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p> <p>(3) 実施要綱別紙3の第3の規定に基づいて推進組織が行</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>経費の内容の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減</p>	<p>国庫交付金の30%以内の減</p>		3 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	<p>(1) 都道府県が実施要綱別紙3の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 実施要綱別紙3の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p> <p>(3) 実施要綱別紙3の第3の規定に基づいて推進組織が行</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>経費の内容の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減</p>	<p>国庫交付金の30%以内の減</p>	

う事業に要する経費の全部 又は一部に充てるため、都道府 県知事が推進組織の長に対し交付 金を交付する場合における当該交 付に要する経費				
---	--	--	--	--

う事業に要する経費の全部 又は一部に充てるため、都道府 県知事が推進組織の長に対し交付 金を交付する場合における当該交 付に要する経費				
---	--	--	--	--

別記様式第1号（第5関係）

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金交付申請書

番 号
年 月 日

（〇〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、日本型直接支払推進交付金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1. 交付金交付申請額

- | | | |
|---------------------------|---|-------|
| (1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業 | 金 | 円 |
| (2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 | 金 | 円 |
| (中山間地農業ルネッサンス推進事業 | 金 | 円を含む) |
| (3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業 | 金 | 円 |

2. 事業の内容等

添付書類のとおり

- (注) 1 添付書類として、日本型直接支払推進交付金実施要綱第3の2により地方農政局長等に提出した日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書を添付すること。
- 2 地方農政局長等に提出した日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書の内容に変更があるときは、変更後の日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書の変更箇所を分かるように訂正した上で、提出すること。

別記様式第1号（第5関係）

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金交付申請書

番 号
年 月 日

（〇〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、日本型直接支払推進交付金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1. 交付金交付申請額

- | | | |
|---------------------------|---|---|
| (1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業 | 金 | 円 |
| (2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 | 金 | 円 |
| (3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業 | 金 | 円 |

2. 事業の内容等

添付書類のとおり

- (注) 1 添付書類として、日本型直接支払推進交付金実施要綱第3の2により地方農政局長等に提出した日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書を添付すること。
- 2 地方農政局長等に提出した日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書の内容に変更があるときは、変更後の日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書の変更箇所を分かるように訂正した上で、提出すること。

別記様式第2号（第9関係）

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注1）し[、金〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け]（注2）たいので、日本型直接支払推進交付金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

1. 交付金交付申請額

- | | | |
|---------------------------|---|-------|
| (1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業 | 金 | 円 |
| (2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 | 金 | 円 |
| （中山間地農業ルネッサンス推進事業 | 金 | 円を含む） |
| (3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業 | 金 | 円 |

2. 事業の内容等

添付書類のとおり（注3）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）金額に変更がない場合は、[]の部分を除くこと。

（注3）添付書類として、日本型直接支払推進交付金実施要綱第3の2により地方農政局長等に提出した日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書を添付することとし、「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものだけに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第11関係）

別記様式第2号（第9関係）

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注1）し[、金〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け]（注2）たいので、日本型直接支払推進交付金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

1. 交付金交付申請額

- | | | |
|---------------------------|---|---|
| (1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業 | 金 | 円 |
| (2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 | 金 | 円 |
| (3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業 | 金 | 円 |

2. 事業の内容等

添付書類のとおり（注3）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）金額に変更がない場合は、[]の部分を除くこと。

（注3）添付書類として、日本型直接支払推進交付金実施要綱第3の2により地方農政局長等に提出した日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書を添付することとし、「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものだけに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第11関係）

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 [※] 殿
官署支出官 〇〇農政局 総務管理官 殿

北海道にあつては
農林水産大臣 [※]
農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
東北農政局、関東農政局 及び 九州農政局 にあつては
〇〇農政局長 [※]
官署支出官 〇〇農政局 総務部長、
沖縄県にあつては
内閣府沖縄総合事務局長 [※]
官署支出官 沖縄総合事務局総務部長

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第 11 の規定により、概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

記

1 請求金額

(1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円
(2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 (中山間地農業ルネッサンス推進事業)	金	円を含む)
(3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円

計 金 円

2 請求金額の内訳

平成〇〇年〇月〇日現在

区 分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残 高 ①-(②+③)	備考
			金 額	〇月〇日まで 予定出来高		
	円	円	円	%	円	

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 [※] 殿
官署支出官 〇〇農政局 総務部長 殿

北海道にあつては
農林水産大臣 [※]
農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
北陸農政局、東海農政局 及び 近畿農政局 にあつては
〇〇農政局長 [※]
官署支出官 〇〇農政局 総務管理官、
沖縄県にあつては
内閣府沖縄総合事務局長 [※]
官署支出官 沖縄総合事務局総務部長

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第 11 の規定により、概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

記

1 請求金額

(1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円
(2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円
(3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円

計 金 円

2 請求金額の内訳

平成〇〇年〇月〇日現在

区 分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残 高 ①-(②+③)	備考
			金 額	〇月〇日まで 予定出来高		
	円	円	円	%	円	

<p>1 多面的機能 支払交付金 に係る推進 事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業</p>							<p>1 多面的機能 支払交付金 に係る推進 事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業</p>						
<p>2-1 中山 間地域等 直接支払 交付金に 係る推進 事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業</p>							<p>2 中山間地域 等直接支払 交付金に係 る推進事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業</p>						
<p>2-2 中山 間地農業 ルネッサ ンス推進 事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業</p>							<p>(新設)</p>						
<p>3 環境保全型 農業直接支 払交付金に 係る推進事 業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業</p>							<p>3 環境保全型 農業直接支 払交付金に 係る推進事 業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業</p>						
							<p>3 事業遂行状況</p>						

3 事業遂行状況						
区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
1 多面的機能支払交付金に係る推進事業 (1) 都道府県推進事業 (2) 市町村推進事業 (3) 推進組織推進事業	円	円	%	円		
2-1 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 (1) 都道府県推進事業 (2) 市町村推進事業 (3) 推進組織推進事業						
2-2 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (1) 都道府県推進事業 (2) 市町村推進事業						
3 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業						

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
1 多面的機能支払交付金に係る推進事業 (1) 都道府県推進事業 (2) 市町村推進事業 (3) 推進組織推進事業	円	円	%	円		
2 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 (1) 都道府県推進事業 (2) 市町村推進事業 (3) 推進組織推進事業						
(新設)						
3 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業 (1) 都道府県推進事業 (2) 市町村推進事業						

業						
(1) 都道府県推進事業						
(2) 市町村推進事業						
(3) 推進組織推進事業						

(注) 「事業費」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。

4 事業の完了予定 平成 年 月 日

(注) [※]について

第13(状況報告)において、概算払請求書をもって当該報告する場合のみ記入すること。

別記様式第4号(第13関係)

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金遂行状況報告書

番号
年月日

〇〇〇農政局長 殿
北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	

事業						
(3) 推進組織推進事業						

(注) 「事業費」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。

4 事業の完了予定 平成 年 月 日

(注) [※]について

第13(状況報告)において、概算払請求書をもって当該報告する場合のみ記入すること。

別記様式第4号(第13関係)

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金遂行状況報告書

番号
年月日

〇〇〇農政局長 殿
北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
1 多面的機能支払交付金に係る推進	円	円	%	円		

	円	円	%	円			事業						
1 多面的機能 支払交付金 に係る推進 事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業							(1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業						
2-1 中山 間地域等 直接支払 交付金に 係る推進 事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業							2 中山間地域 等直接支払 交付金に係 る推進事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業						
2-2 中山間 地農業ル ネッサン ス推進事 業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業													
3 環境保全型 農業直接支 払交付金に 係る推進事 業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業							3 環境保全型 農業直接支 払交付金に 係る推進事 業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業						
(注) 「事業費」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。													
別記様式第5号(第14第1項関係)													

(注) 「事業費」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。

別記様式第5号(第14第1項関係)

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金実績報告書

番号
年月日

〔〇〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い下記のとおり事業を実施したので、日本型直接支払推進交付金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

[また、併せて精算額として多面的機能支払交付金に係る推進事業として金〇〇〇円、中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業として金〇〇〇円(うち中山間地農業ルネッサンス推進事業として金〇〇〇円を含む)、環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業として金〇〇〇円の交付を請求する。]

記

1. 多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円
2. 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 (中山間地農業ルネッサンス推進事業)	金	円を含む)
3. 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円

- (注) 1 精算額がない場合は、[]の部分を除くこと。
 2 添付書類として、日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書を添付することとし、市町村及び推進組織に対し交付金を交付している場合にあっては、日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業の経費の配分の推進事業に要する経費(又は要した経費)欄の市町村推進事業及び推進組織推進事業の枠内に、市町村及び推進組織への交付を完了した年月日について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に交付完了」と追記すること。
 3 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書のコピーに変更箇所を括弧で囲み、修正後の内容を枠内に記載し添付すること。
 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写し

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金実績報告書

番号
年月日

〔〇〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い下記のとおり事業を実施したので、日本型直接支払推進交付金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

[また、併せて精算額として多面的機能支払交付金に係る推進事業として金〇〇〇円、中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業として金〇〇〇円、環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業として金〇〇〇円の交付を請求する。]

記

1. 多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円
2. 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円
3. 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円

- (注) 1 精算額がない場合は、[]の部分を除くこと。
 2 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、平成〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」旨加筆し、日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書の添付は省略すること。

- 3 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付すること。

別記様式第6号(第14第3項関係)

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金 の仕入れに係る

を添付すること。

別記様式第6号（第14第3項関係）

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった日本型直接支払推進交付金について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した <u>消費税仕入控除税額</u> | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
<u>消費税仕入控除税額</u> | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額 (3-2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった日本型直接支払推進交付金について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した <u>仕入に係る消費税等相当額</u> | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した <u>仕入に係る消費税等相当額</u> | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額 (3-2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る 仕入に係る消費税等相当額 が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

<p>5 当該交付金に係る <u>消費税仕入控除税額</u> が明らかにならない場合、その状況を記載 []</p> <p>(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。</p> <p>6 当該交付金に係る <u>消費税仕入控除税額</u> がない場合、その理由を記載 []</p> <p>(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・<u>新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料</u> ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの） ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料</p> <p>別記様式第 7 号～別記様式第 8 号（略）</p> <p>別記様式第 9 号（第 21 関係）</p> <p style="text-align: center;">契約に係る指名停止等に関する申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>[間接交付対象事業者] 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 <u>代表者の役職及び氏名</u> 印</p>	<p>6 当該交付金に係る <u>仕入れに係る消費税等相当額</u> がない場合、その理由を記載 []</p> <p>(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの） ・事業実施主体が消費税法第 <u>60</u> 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料</p> <p>別記様式第 7 号～別記様式第 8 号（略）</p> <p>別記様式第 9 号（第 21 関係）</p> <p style="text-align: center;">契約に係る指名停止等に関する申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>[間接交付対象事業者] 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 <u>代表者</u> 印</p> <p>当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを <u>申立て</u> ます。 また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切 <u>申立て</u> ません。</p>
---	--

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを 申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切 申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。